

地球温暖化対策の推進

【全体的取組】

1 事業の目的

平成18年度に策定した「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・市が一体となって「資源やエネルギーを大切にしたい、二酸化炭素の排出が少ないまち」を目指す。

2 計画の概要

- ・計画年次…平成19年度から平成24年度
- ・目標値 …平成24年度における温室効果ガス排出量を現況年度に比べて、市民1人または1事業者あたりでそれぞれ17%削減する。(温室効果ガス総排出量として、基準年度比0.5%の削減を目指す。)
- ・目標達成に向けた市の施策
 - 1 環境にやさしいライフスタイルの促進
 - 2 環境に配慮したビジネススタイルの促進
 - 3 二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進
 - 4 地球温暖化防止のための横断的な対策の推進

【分野別取組】

◆ その他プラスチック製容器包装の分別導入

【ごみ減量課、廃棄物施設課】

1 事業の目的

限りある資源を有効活用し、更なる3Rの推進を図るため、平成22年度からの「その他プラスチック製容器包装」の分別収集に向けて、市民への周知活動を展開するとともに、収集した「その他プラ」を選別・圧縮・梱包処理する資源化施設を整備する。

2 事業概要

- ・「その他プラスチック製容器包装」を含めた新分別の周知啓発
 - ・「その他プラスチック製容器包装」の資源化施設（中間処理施設）の整備
- | | |
|-------|--------------------------|
| 事業計画地 | 旧下荒針清掃工場跡地 |
| 処理能力 | 36t／日（6時間／日） |
| 建物面積 | 約5,000㎡ |
| 総事業費 | 約16.8億 |
| | （解体工事 約3.6億、施設建設 約13.2億） |

3 事業スケジュール

- 平成20年度
- ・モデル地区での分別収集の実施
 - ・新分別啓発パンフレットの作成

- ・旧下荒針清掃工場の解体
- ・資源化施設の建設
- 平成 21 年度
 - ・新分別に関する自治会説明会の開催
 - ・新分別啓発パンフレットの配布
 - ・資源とごみの分け方・出し方〔保存版〕の作成・配布
 - ・資源化施設の建設
- 平成 22 年度
 - ・新分別収集の開始
 - ・資源化施設の供用開始

◆ 廃食用油資源化事業の推進

【ごみ減量課】

1 事業の目的

軽油の代替燃料として、バイオディーゼル燃料の利活用を推進することで、CO₂ の削減に取り組むとともに、廃食用油を市民の身近でリサイクルすることで、資源循環型社会形成の意識啓発を推進する。

2 事業概要

廃食用油燃料製造装置を導入し、モデル地区内の一般家庭及び小中学校施設より排出される廃食用油から軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）を製造し、市有ごみ収集車に使用する。

廃食用油の回収及びBDFの製造は、福祉作業所に作業委託する。

事業主体	宇都宮市（環境部ごみ減量課）
製造装置（主要仕様）	製造能力：100ℓ／バッチ 処理時間：7時間／バッチ 製造量：3,400ℓ
その他	BDF利用市有ごみ収集車3台 回収拠点：スーパー（4社9店舗）、市施設（8ヶ所） 学校回収：小中学校（モデル地区内協力校16校）

3 事業スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 平成 20 年 4～6 月 | ・廃食用油の混合割合による燃料品質及びBDF利用車の稼働状況の検証 |
| 4～7 月 | ・モデル事業の検証及び全市展開に向けた施策の検討 |
| 7 月 | ・チラシ、ポスター原案検討 |
| 8 月～ | ・事業認知度アンケート実施 |
| 9 月 | ・広報活動（自治会回覧、回収協力店での広報資材の掲出） |
| 10 月～ | ・モデル地区以外の市施設へ回収ボックス設置 |
| 平成 21 年 2 月～ | ・次年度の委託契約にかかる福祉団体説明会 |

◆ 宇都宮市バイオマスタウン構想の策定

【農業振興課】

1 事業の目的

本市においては、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物や木材などのバイオマスが身近に存在しており、これらの利活用に取り組むことで循環型社会の形成が可能になる。

このため、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムを構築し、安定的かつ適正なバイオマス利活用を図るため、「(仮称) 宇都宮市バイオマスタウン構想」を策定する。

2 事業概要

食品廃棄物や家畜排せつ物などのバイオマスの、本市内に存在する量や現在の状況などを調査したうえ、それぞれの利活用方法を方針付けるバイオマスタウン構想を策定する。

3 事業スケジュール

平成20年	4月～11月	・構想案の検討
	12月	・パブリックコメントの実施
平成21年	2月	・構想の決定・公表

◆ 住宅用太陽光発電システム導入の推進

【環境政策課】

1 事業の目的

地球温暖化対策やエネルギーの安定供給のため、住宅用太陽光発電システムの設置を希望する市民に、その設置費用の一部を助成し、市域全体へ環境負荷の少ないクリーンエネルギーの更なる普及、促進を図ることを目的とする。

2 事業概要

- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助（4万円／kw※但し上限4kw）

【補助実績】

平成15年度	： 115件
平成16年度	： 160件
平成17年度	： 174件
平成18年度	： 240件
平成19年度	： 212件

3 事業スケジュール

【申請期間】

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで